

# 近代日本外交史における「北進」と「南進」

上野隆生 UENO Takao

- はじめに
- 1 —北進「論」の登場と展開
- 2 —北進「論」の展開と北進「政策」
- 3 —南進「論」の登場と展開
- 4 —南進「論」の展開と南進「政策」
- おわりに

## Summary :

The notorious Greater East Asia co-prosperity sphere, which refers to the Japanese invasion of Southeast Asia, has been one of the exhausted themes of modern Japanese history. The Japanese invasion into northern Indochina began in autumn 1940. But it was only ten years before when the Kwantung Army initiated the Manchurian “Incident”, for the purpose of bringing Manchuria under Japanese rule. In 1930’s, Japan began to invade northward at first, then southward. Was that really possible?

The aim of this article is twofold: firstly, to survey the history of the thought of the “southward advance” and that of the “northward advance”; secondly, to present some hypothetical analysis about the relations between the “southward advance” theory and “southward advance” policy as well as those between the “northward advance” theory and the “northward advance” policy, which should be instrumental in understanding the relations between the “southward advance” theory and the “northward advance” theory.

From the beginning of the Meiji Era, Southeast Asia has been taken for the land of “fertile resources with lazy natives”. Such kind of image helped encapsulating the “southward advance” theory into a romantic or idealistic, if any, idea. On the other hand, the long-lasting influence of China and Korea made it easy for the “northward advance” theory to be formulated into the “northward advance” policy. At the critical moment in 1930’s, when Japan felt locked in stalemate in advancing northward, the “southward advance” theory emerged as a panacea, which bloated to the extent of the unrealistic Greater East Asia co-prosperity sphere.

## —はじめに

日米開戦を目前に控えた1941（昭和16）年11月20日、大本営政府連絡会議は「南方占領地行政実施要領」を決定した。それは、「占領地ニ対シテハ差シ当リ軍政ヲ実施シ治安ノ恢復、重要国防資源ノ急速獲得及作戦軍ノ自

活確保ニ資ス」ことを「方針」として、「占領地ニ於テ開發又ハ取得シタル重要国防資源ハ之ヲ中央ノ物動計画ニ織リ込ムモノト」するほか、「国防資源取得ト占領軍ノ現地自活ノ為民生ニ及ホサザルヲ得サル重圧ハ之ヲ忍ハシメ宣撫上ノ要求ハ右目的ニ反セサル限度ニ止ムルモノトス」る、などの詳細な「要領」から成っていた<sup>1)</sup>。「資源」の供給地として

「南方」を捉えていることは明白であった。

これから遡ること70年、1871（明治4）年から1873（明治6）年にかけて欧米を巡遊した岩倉使節団は、帰路のアラビア海から「印度南洋」について、次のような記述を残している。

熱帯地方ノ肥沃ナルコトヲ察スヘシ、…  
…民ノ繁息スルコトモ、亦草木ト一般ナリ、然レハ、智能ヲ勞シ、艱險ニ耐テ、事業ヲ起ス志モ、何ヲ拠トシテ、發生スヘキ、只然トシテ生命ヲ保続スルニ止リ、千古一日、開化ノ歩ヲ進ムルコトナク、乞丐境ニ世ヲ閱シタルノミ、古ノ語ニ曰、沃土ノ民ハ惰ナリト、サレハ貧歎ハ人ヲ富潤スルノ砥礪ニテ、足ハ倦怠ノ基礎ト謂フヘシ、……歐洲ヨリ、亜細亞ノ地ニ回航シテ、其土民ノ状ヲミレハ、此ニ感慨スルコト少カラス<sup>2)</sup>

今日本ノ民、方ニ外航ノ緒ヲ、西洋人ヨリ誘啓セラレ、争フテ歐洲ニ赴キ、而テ印度南洋ハ、眼孔中ヨリ脱去シタリ、殊ニシラス、国民ミナ貿易ヲ勉メ、工芸ヲ興スハ、未タ歐洲ニ至ラサル半程ノ地ニ、利益ノ伏藏スル甚タ夥多シキヲ<sup>3)</sup>

「亜細亞」という「沃土ノ民」が懶惰であると同時に、「印度南洋」の資源の豊かさを指摘し、この「利益ノ伏藏スル」地域を開発して「日本富強ノ実」を挙げる必要性を説いている。

これら二つの史料は時期もその作成された文脈も異なるにもかかわらず、「資源」の供給源として「南方」を位置づけている点では共通している。

それでは、このような「南方」イメージは、どのように外交論や政策と関わっていたのであろうか。「南進論」については、これまでも種々論じられてきたところがあるが、その際、1930年代後半からの「南方政策」と「大東亜共栄圏」がクローズアップされてきた傾向は否めない<sup>4)</sup>。その一方で、大陸政策及び中国侵略に関する論考は枚挙に暇がない。

換言すれば、実証的な政策決定過程の分析は進んできたものの、対外観と外交論あるいは外交論と対外政策との連関については、必ずしも包括的に検討されてこなかった嫌いがある。本稿は、近代日本外交史上における「南進」と「北進」という二側面について、近代日本の外交政策や外交態様とそれぞれの「論」と「政策」の関わりを試論的に検討しようとするものである。

## 1——北進「論」の登場と展開

「北進論」と称される政策の登場について、『日本外交史辞典』では、中国東北部ならびに朝鮮に扶植した利権の擁護拡張を説いた1907（明治40）年の「帝国国防方針」がその基礎となっているとしている<sup>5)</sup>。だが素朴な対外膨張論としては、幕末・維新时期から「北進」を説く議論がいくつか出されている。最も早い例の一つとして挙げられるのが、備中松山藩の儒者山田方谷<sup>6)</sup>の所論であろう。方谷は、「内守は逆も不相成」ため「外略の外無之」といい、「航海外商」を積極的に行うことを説く点に主眼があったものの、そのレトリック表現としては海外付属地獲得を論じている。その表れが、朝鮮との関係について「我と由緒も有之事故是亦一檄告論の上不服候は、軍勢差向候様致度事に候」と述べてい

る件である<sup>7)</sup>。

さらに、方谷とも親交のあった長州藩出身の木戸孝允の場合もみておこう。木戸は、早くから朝鮮くらいは日本の「板図」にするくらいの心構えが必要であるとして<sup>8)</sup>、「征韓」に速やかに着手すべきであるとも主張していた<sup>9)</sup>。だが、木戸の所論は、明治新政府の国内における権力基盤確立を目的としたもので、「征韓」とはいつでも「初発」から「干戈」をもって征するわけにもいかず、むしろ「征韓」のための準備過程で天皇ならびに明治政府の基盤が確立するであろうと期待している<sup>10)</sup>。このような木戸の主張は、対外「発展」論の一例であると同時に、国内の不満を外転させるための方策として対外「発展」論が用いられている好例でもある<sup>11)</sup>。

このように、幕末・維新时期から朝鮮を対象とした「北進」論は、一見声高に展開されていた。しかし、逆にその実態は割引いて受け取る必要もある。

1875 (明治 8) 年の江華島事件と翌1876 (明治 9) 年の日朝修好条規の締結によって、懸案であった外交関係構築がなされるとともに、日本側にきわめて有利な不平等条約が実現した。だがその一方で、清韓宗属関係は依然として存在しており、欧米各国にもそれは公知の事柄であった。日本の清韓宗属関係打破への挑戦と朝鮮をめぐる清との勢力争いは具体的なものとなっていく。福沢諭吉の「脱亜論」が登場したのは、そのような日朝関係の下であった。福沢は、

我日本の国土は亜細亜の東辺に在りと雖ども、其国民の精神は既に亜細亜の固陋を脱して西洋の文明に移りたり。……我々は隣国の開明を待て共に亜細亜を興す

の猶予ある可らず、寧ろ其伍を脱して西洋の文明国と進退を共にし、其支那朝鮮に接するの法も隣国なるが故にとて特別の会釈に及ばず、正に西洋人が之に接するの風に從て処分す可きのみ。悪友を親しむ者は共に悪名を免かる可らず。我れは心に於て亜細亜東方の悪友を謝絶するものなり。<sup>12)</sup>

と述べて訣別を宣言した。しかし、このような一大宣言をしなければ、訣別対峙できなかったことは、朝鮮・中国の存在の大きさを逆証している。

仮想敵国としての清国の存在は大きかった。1890 (明治23) 年の第一議会に臨んだ首相山県有朋の演説に見られるように「主権線」と「利益線」というレトリックを用いつつ軍拡を進め<sup>13)</sup>、周到な準備の上で日清戦争は戦われた。三国干渉によって一時日本の発言力は後退したものの、日露開戦以降、日本は一気に朝鮮の保護国化を進めた。この過程で、朝鮮に対する政策は単なる「征韓論」の域を越えて、具体的な政策と化されていった。

ここでは紙幅の関係から、如上の政策次元の展開については触れないが、前近代から通じて形成されてきた中国・朝鮮の具体的なイメージが実態的に政策形成につながっていった点だけは指摘しておきたい。儒教に象徴される思想を生み出した中国とその伝播経路としての朝鮮は、ともに思想文化の先進地帯として大きな影響を日本に与えてきた。江戸時代の善隣友好関係の下に、計12回にわたって朝鮮から通信使が派遣された。この通信使来日をめぐる文化交流に示される、親近感と具体性を伴った関係の存在は例にあげるまでもないだろう<sup>14)</sup>。一方で、この近接さは福沢の

「脱亜論」に示されるように、一転して関係の断絶と近親憎悪を生み出す契機ですらあった。

「脱亜論」以降進行していたものの、日露戦争後には、朝鮮は明確に支配される客体としての対象に転化した。国際法学者有賀長雄（1860—1921年）は、日韓議定書で事実上の「保護国」化は果たされたとの見解さえとっている。もっとも、日韓議定書は「表面」と「内容」とが「齟齬」しているため「不定」であり、「必ず早晚破裂すべきもの」であると予測する有賀は、「今日に於て直に事をして其の帰着する所に帰着せしむべき」であり、公使を「駐在官」とすべきであると述べている<sup>15)</sup>。有賀の見解の是非を論じるまでもなく、朝鮮は第二次日韓協約（1905（明治38）年11月17日）によって完全に保護国化された。明治政府の側から見れば「朝鮮問題」は「解決」に近づいたのである。そして同時に、「朝鮮問題」の「解決」は「満州問題」の惹起にもつながっていった。前述の有賀は、この点に関しても明快な「解決」策を示している。「日本は容易に干渉の手を引くべきでは無い」と同時に、清からの租借権譲渡では「行動の範囲」が狭くなるため「統治権全体を引受けてしまへ」という前提から、「満州」を日本の「委任統治領」とすべきであるというのがその「解決」策であった<sup>16)</sup>。早くから政策化された「北進論」は、その後も自律的にとってよいような展開を見せていった。

## 2——北進「論」の展開と北進「政策」

朝鮮の植民地化によって「朝鮮問題」を「解決」した後、その支配を安定化させるために「満州問題」の「解決」も必要となった

のである。そして、そこに登場してきたのが「委任統治」という方策であった。実際に「委任統治」は実現しなかったが、日露戦後には租借した関東州の統治機構をめぐって外相林董と軍部との対立が深まるなどの展開があった<sup>17)</sup>。

1911（明治44）年の辛亥革命以後、不干渉政策を追求する外務省と対立しながら、中国内政の混乱に乗じて陸軍を中心に軍閥支援策による権益の拡大が図られていった。その中には、西原借款に象徴される不明朗な巨額の資金供与もあれば、第二次奉直戦争（1924（大正13）年9～11月）時の馮玉祥クーデタに至る謀略<sup>18)</sup>を含む張作霖支援策などもある。軍閥支援策の限界は、関東軍自らが張作霖を見限り、爆殺したことに象徴されている。その後関東軍は、参謀石原莞爾らを中心に満蒙領有計画に邁進して満州事変を惹き起こし、「満州国」を創出するに至るのである。石原は、「満蒙問題ノ解決ハ日本カ同地方ヲ領有スルコトニヨリテ始メテ完全達成セラル」として<sup>19)</sup>、具体的な領有方針を検討している。だが、その際に以下のような指摘をしている点には注目すべきであろう。

支那問題満蒙問題ハ対支問題ニ非スシテ  
対米問題ナリ……此戦争ハ露国ノ復興及  
米国海軍力ノ増加前即チ遅クモ一九三六  
年以前ニ行ハルルヲ有利トス 而シテ戦  
争ハ相当長期ニ渉ルヘク国家ハ予メ戦争  
計画ヲ策定スルコト極メテ肝要ナリ<sup>20)</sup>

少なくとも石原には、「支那問題」・「満蒙問題」・「対米問題」（それは「南方問題」とも結合する）の連動性と開戦した場合には長期戦になるべきことが予め予想されていたので

ある。そしてこの連動性は必ずしも石原だけが認識していたわけではなかった。石原の影響を強く受けた関東軍参謀片倉衷も「蘇、支、米」の他に「対英戦備」の計画整備も必要であることを認め、「欧米諸国に対する方策」として「和蘭及南洋諸島に対する施策の研究」を掲げている<sup>21)</sup>。しかし、実際の展開は華北分離工作によって一層抜き差しならない段階に入っており、「一九三六年」になっても「支那問題」・「満蒙問題」は一体となったままであった。

この間、石原構想は現実化され、柳条湖事件に端を発する満州事変と「満州国」創出がそれに続いた。「満州国」は、「内面指導」によって関東軍が実権を掌握することが前提とされていた<sup>22)</sup>。その「満州国」の安定化のために、さらに「華北分離工作」が展開された。一方、日中交渉を進展させるために、日本政府は排日停止・「満州国」承認・共同防共を内容とする「広田三原則」<sup>23)</sup>を提示したが奏功せず、結局は日中戦争全面化に至ったのであった。

1930年代半ば以降、「共同防共」が日本の対中国政策では重要な位置を占めるようになる。このスローガンのもとに、日本軍の駐留や自由行動範囲を拡大するという目論見があることはいうまでもないが、外交政策として正面から強調されるに至った点は注目してよいであろう。「広田三原則」の提示に関わって、広田弘毅自身も第68議会における演説(1936(昭和11)年1月21日)で、日満支三国関係の完全調整のためには、「支那」が「満州国」存立を承認し、双方の利害を調整していかなければ根本的には解決できないこと、ならびに「支那」における「赤化分子ノ跋扈」は想像以上で、「東亜ノ不安定ハ赤化運動ノ

正ニ乗スヘキ点テアリ」、共産主義運動が最大の問題であることを強調している<sup>24)</sup>。「共同防共」は、この後も日本側の利権拡張の口実として前面に掲げられていく。日中戦争全面化後、1938(昭和13)年1月16日首相近衛文麿は、「爾後国民政府ヲ対手トセス」という声明を出し、さらにその二日後、「爾後国民政府ヲ対手トセスト云フノハ同政府ノ否認ヨリモ強イモノテアル。……国民政府ヲ否認スルト共ニ之ヲ抹殺セントスルノテアル」という補足的声明を発した<sup>25)</sup>。こうして自ら和平交渉を断絶させたものの、打開の曙光は見えず、ようやくその年の11月になって、日本政府は方針を修正せざるを得なくなった。まず、11月30日に御前会議で「互恵ヲ基調トスル日満支一般提携就中善隣友好、防共共同防衛、経済提携原則ノ設定」が謳われた「日支新関係調整方針」が、具体的事項として「日支新関係調整要項」がそれぞれ決定された。共同防共に関しては、「日本ハ所要ノ軍隊ヲ北支及蒙疆ノ要地ニ駐屯ス」ることが盛り込まれているのはいうまでもない<sup>26)</sup>。これを受けて、12月22日、日本の目的は「東亜新秩序ノ建設」であり、具体的な上記三項目を明示して、「近衛三原則」が打ち出された<sup>27)</sup>。その後もこの方針は変わることなく、中国大陸への侵略は継続され、ますます抜き差しならない状況に自らを陥れていったといえよう。英米との対立が深まる中で決定された、1940(昭和15)年11月13日の「支那事変処理要綱」でも「近衛三原則」の三項目は踏襲されている。それだけでなく、「共同防共」の名の下に、日本軍の駐兵地域として「蒙疆及北支三省」だけでなく「海南島及南支沿岸特定地点ニ艦船部隊ヲ駐留ス」ることが追加されている<sup>28)</sup>。このことは、「共同防共」が際限なく範囲・

対象を拡大するための方便であるとともに、「北進」だけでなく「南進」＝「南方問題」をも包摂する段階に至っていることを物語っているといえよう。

情緒的「征韓論」に始まった「北進論」は、「朝鮮問題」「解決」の過程で、早い段階から具体的な政策次元に移行した。そして、「朝鮮問題」は「満州問題」を惹き起こし、「満州問題」は遂に日中全面戦争という「支那問題」に至ったのである。さらにここで止まることなく、「支那問題」は「南方問題」とも連動していった<sup>29)</sup>。政策次元では、日本の対応能力をはるかに越えていたにもかかわらず、その点に関する自覚は恐ろしいほど稀薄であり続けたのである。

### 3——南進「論」の登場と展開

前節同様、「南進論」の記述を『日本外交史辞典』によってみてみよう。そこでは、「南洋を日本の利益圏域として捉え、南洋への進出を正当化する外交イデオロギー」として定義づけられ、「一種の近代的外交思想」として捉えるのが望ましい、とある。そして、1935（昭和10）年以降「公」の思想に変わり、日本外交の正統思想として浮上したとも指摘されている<sup>30)</sup>。

前節で取り上げた木戸孝允らに対応する存在は、琉球と関わりの深かった薩摩藩出身者ということになるだろう。だが、結論を先取りしていえば、必ずしも継続的な政策次元での主張が出てきたわけではなかった。しかし初発においては、現実の具体的な政策として「南進論」は登場したといえよう。

1871（明治4）年12月に台湾に漂着した琉球の船に乗っていた漁民らが台湾の原住民に

殺害された事件を口実に、1874（明治7）年日本政府は台湾出兵を強行した。その際に参議大久保利通・大隈重信によって作成された「台湾蕃地処分要略」<sup>31)</sup>では、「台湾土蕃ノ部落」は「無主ノ地ト見做スヘキノ道理備レリ就テハ我藩属タル琉球人民ノ殺害セラレシヲ報復スヘキハ日本帝国政府ノ義務ニシテ討蕃ノ公理モ茲ニ大基ヲ得ヘシ」と記されている。「蕃地」の「土蕃」に対して「我藩属」の「人民」という対照的な用語法も注目されるとともに、実際に1874（明治7）年に台湾に出兵される一方、1879（明治12）年に「琉球処分」が強行されている。「南進論」を政策として展開する下地は、むしろ「北進論」よりも早く整ったといえよう。しかし、台湾出兵については大久保利通が清に赴いて交渉した結果、台湾の位置づけについてはまとまらなかったものの、琉球漁民殺害については撫恤金の支払で決着した。また琉球については、日本政府が軍事力で日本の領域に編入したが、清国との間での帰属問題は決着せず、日清戦争まで引き続くこととなった。このように、南進「政策」は一つの区切りを迎えたといえよう。さらに、「朝鮮問題」とは異なり、「南方」は「資源」の産地として捉えられていたこと、現実に清国と「干戈」を交える用意も能力も全く無かったため、この方面で「皇威ヲ海外ニ宣フ」<sup>32)</sup>の必要性は感じられなかったのであろう。

日清戦争後の下関条約によって、台湾を植民地として領有することとなり、台湾総督府を設置した段階でも、植民地統治や福建省をめぐる施策については具体策が提示されたが、それを越えて「南方」への関与を追求する姿勢は政策次元では明確ではない。1898（明治31）年に勃発した米西戦争に際して、日本政

府はアメリカ政府に次のような勧告を「極内密」に提出するよう駐米代理公使に指示している。

帝国政府ハ敢テ比律賓群島ノ方面ニ向テ領土拡張ノ野心ナシト雖モ東洋ノ平和ヲ保持シ絶東ニ於テ権力ノ正当平均ヲ維持センコトヲ切望スルモノナリ……蓋シ合衆国ノ主権ヲ延テ以テ此等領土ノ上ニ布及セシムルハ本問題ヲ解クニ最易ノコトニシテ日本国ニ於テモ之ニハ全然同意ヲ表スル所ナレトモ若シ合衆国ニシテ……是等群島ノ行政ヲ単独ニテ執行スルコトヲ躊躇スルニ於テハ帝国政府ハ……ニヶ国若クハ三ヶ国ノ担保ノ下ニ相当ノ条件ニ基キ該領土ニ適当ナル政府ノ組織ヲ計画スル事ニ付単独ニ若ハ同様ノ利害ヲ有スル他ノ国ト共ニ合衆国ト協同セン事ヲ望ムモノナリ<sup>33)</sup>

協同統治に参画したい意思を示したと受け取ることもできなくはないが、フィリピンへの領土的野心のなさを強調した前半部分に真意があると見るべきだろう。実際に1905 (明治38) 年の桂・タフト覚書で盛り込まれた内容が、そのまま登場しているからである。

このように、具体的政策次元に「南進論」が登場してこなかった点は、入江寅次も慨嘆を込めて、「実をいふと、明治全期を通じ、南方に対する国家の意志、意欲といふものは、案外に微弱であった。時に鋭く盛り上つて来ることもあるのだが、久しからずして景気の良い南進論の影に消えてなくなつたりするのである」と指摘している<sup>34)</sup>。具体的政策次元とは別物だからこそ、「景気の良い南進論」が登場するのかもしれない。その最初の波が

1880年代に訪れた<sup>35)</sup>。

民間の移民事業と南洋探検が一種のブームとなったため、南洋に関する情報ももたらされることとなった。しかし、そのイメージは岩倉使節団の抱いたものと同一であり、一層増幅されたものであった。たとえば、マーシャル群島を訪れた鈴木経勲は、「ほとんど人間世界を旅行するの心地せず、生きながら魔界に陥りたるもかくやと疑いき」と記している<sup>36)</sup>。そこに暮らす「黒奴」<sup>37)</sup>や「土人」<sup>38)</sup>は、「きわめて小胆臆病なるがゆえに、欧米人をして野蛮人には力量なしとの臆断を起こさしめしならん」と推測している<sup>39)</sup>。そして、「土人懶惰にしてこれを採取せざるがゆえに」、資源や産物の具体名を列挙してその豊富さを強調し、「全島を挙げて殖産の用に供」せば、「巨大の潤益を占得する事疑うべからざるも、島王はじめ何人もこれらに注意する者なきはじつに憐れむに堪えざるなり」と述べている<sup>40)</sup>。

『東京経済雑誌』を主宰した田口卯吉が、南島商会を設立し、士族授産のために「南洋諸島に殖民地を開かんと」したのは、1890 (明治23) 年のことであった<sup>41)</sup>。田口は、「南洋事業の有利にして且安全なること」が明白になれば潤沢な資金も集まり、「人民」の「移植」も疑いないとして、そうなれば「我日本人種をして太平洋の大王たらしむるの端を開かん」とその期待を明らかにした<sup>42)</sup>。しかし田口は、翌1891 (明治24) 年3月には南島商会に関する一切の権利義務を放棄し、終局にいたった。その際田口は「南洋貿易事務報告」を東京士族総代に配布し、「南洋貿易の成績如何」について述べたが、取引の僅少さや欧米商人との競争を覚悟せざるを得ない点などを指摘し、「南洋通商の利あること世間之を説くもの多し、然れども其節能く信ず

るに足るものなし」と警鐘を鳴らしている。また、「人民の文化に浴すること極めて薄」いことにも言及している<sup>43)</sup>。自由主義経済を信奉する田口が南洋及び移植民事業への関心を示していた点は注目されてよい<sup>44)</sup>。

1880年代から1890年代にかけての一種の南洋ブーム及び移民事業の隆盛は、外務省内にも一時移民課が設置されるまでになった。しかし、移民に積極的であった榎本武揚外相が交代すると、1893（明治26）年に廃止された。廃止論を主張した臨時行政取調委員の通商局長原敬によれば、「これは到底一課として分立せしむべきものでなく、また移民事務は、通商事務と連帯して居り、二者分離すべきでない」というものであった<sup>45)</sup>。ブームはいったん終息すると同時に、政策次元での展開はみられなかったのである。

日清戦争後、日本を取り巻く状況について日本自身の認識が変化していった。竹越與三郎（三叉）の表現を借りれば、日本は「日本人の日本」あるいは「東洋の日本」から「世界の日本」に変貌し<sup>46)</sup>、有賀長雄によれば日本は「一躍して世界外交の繁劇に」入ったのである<sup>47)</sup>。このような状況展開の中で、政策次元での「南進論」は具体的に浮上してこなかった。むしろ前節までで見たように「北進論」が具体的に追求され、「朝鮮問題」が植民地化という形で「解決」に向う路線を日本政府は志向していったのである。

しかし、「南へ！」という声は消滅したわけではなかった。「朝鮮問題」の「解決」と符節を合わせるかのように、竹越與三郎（三叉）の『南国記』は刊行された<sup>48)</sup>。以前から竹越は、「北進」ではなく「南へ」勢力を拡大＝「発展」していくことが日本の針路であると説いていた。たとえば次の件に見られる

ように、その範囲は時に「南洋」を越えることもあった。

〔「朝鮮」・「支那」は〕国家の全力を集中すべきの地にあらず……大陸半島の外、政治貿易上の力を注ぐべきものは今後、太平洋の海権を取るの一事に存せざるべからず……太平洋の海権を取ると否とは、国家の進運に関り、切言すれば、国家浮沈興廢の問題也……中米南米に至りては、富源未だ全く開かれず、人煙稀疎にして、外来人を迎へざるべからざるの必要あり……我殖民地として見るの望在れば也、而して、現今已に南米中米の主人たるべき地位にあるもの、多くは西班牙、其他の南欧ラテン人種にして、勢力、体力、財力ともに、我移住民の対手として競争を試むるも、甚しき困難なく、アングロサクソン人種に対するが如くならざれば也<sup>49)</sup>

「中米南米」を「南洋」に置き換えても成り立つ所論であることはいうまでもない。

再び田口卯吉についてみてみよう。田口は日清戦後に発表した論稿で、「現時の形勢を以てすれば」、日本は「優に東洋に雄飛するに足る」として、「我国家の国是を定むるや、必ず進取にあり」と断じている。そして「進取の方法」として、「露軍を浦潮より逐ひ、支那帝国を征服する」と「土地を大陸に開くにあらずして、貿易を我帝国に集むる」ことの二つを挙げている。その上で、

今後我が帝国の宜しく執るべきの方針は、大陸を割取するにあらずして、人口と殷富とをして、我が島帝国の内に集中せし



むるに在りと断せざるべからざるなり

と結論づける。このような田口の思考と判断の根底には、「国家の大事は、一に利害より打算せざるべからず」という考えがあった<sup>50)</sup>。

竹越と田口という自由主義経済論者に共通しているのは、ともに「資源」ないし「殷富」を貿易あるいは移民によって獲得することを目指すという自由貿易帝国主義的な点である。だがこの時点で、両者の所論が具体的政策に結実することはなかった。

#### 4——南進「論」の展開と南進「政策」

第一次世界大戦後、国際連盟規約第22条に基づいて、日本は赤道以北の旧ドイツ領太平洋諸島を委任統治（太平洋諸島と一部アフリカの旧ドイツ植民地を対象とするC式委任統治の一部）することとなった（連盟理事会による委任状承認は1920（大正9）年12月17日）。第一次世界大戦中は植民地分割案が考えられていたが、1918（大正7）年12月、ウィルソン大統領がパリに向う船中で旧ドイツ植民地を国際連盟の領有として小国に施政の任に当たらせる案を発表した。そうして、翌1919（大正8）年1月10日付で公表されたウィルソンの連盟規約第二草案で、委任統治という考えが明示された<sup>51)</sup>。ヤップ島をめぐる海底電線帰属などの問題に端を発してアメリカとの間で軋轢が生じたが、1922（大正11）年2月11日最終的に日米間の合意が成立した<sup>52)</sup>。それを受けて、1922年4月旧ドイツ領の太平洋諸島を委任統治するため、南洋庁が設置された。

そもそも委任統治の概念が生起してきた背景には、19世紀における植民政策の変容があ

るといわれる。すなわち、植民地領有による「目前の利益」追求ではなく、植民地の将来の発展に留意し、資源を開発することに経済政策の眼目がおかれるようになっていった。同時に、「土人統治政策」としては、「単に欧洲産業の搾取の対象物と見做す政策」から「彼等も亦独自の幸福と発達とを要求する権利ある人間として取扱ふ政策」へと移行した<sup>53)</sup>。日本政府は、南洋諸島領有以来「土人の保護に関する規定を厳密に実行して来た。」また、第一次世界大戦中の軍事占領期から「委任統治と同一の精神を以て南洋群島を統治」してきており、これらの点は欧米識者からも正しく認識評価されてきたという<sup>54)</sup>。

南洋庁の設置に象徴される委任統治開始にもかかわらず、南進「論」が政策化されたわけではなかった。しかし、民間企業では、石原広一郎の石原産業に象徴されるように、積極的な南洋進出を企てたものも少なくなかった。1920（大正9）年に石原広一郎はマレーシアジョホール州スリメダンに鉄鉱山を発見、石原鉱業会社を設立してその開発と日本への原料供給に着手した。1929（昭和4）年石原海運産業と改称、ボーキサイト採掘にも努めるとともに、「蘭印」・シンガポールへの定期航路を開設するなど多角的経営を続けた<sup>55)</sup>。だがその実態は、年老いた苦力たちにアヘン吸引の味を覚えさせ、過酷な労働に従事させる側面ももっていた<sup>56)</sup>。

民間の南洋進出熱は、第一次世界大戦によって欧米各国に東南アジアとの貿易の余裕が無くなり、いわば空白に乗じて進出と貿易増が展開された点によっている。1920年を境に欧米各国が次第に東南アジアとの貿易を回復し出すと、このような状況は一転する<sup>57)</sup>。そして、大正期南進論は、南洋におけるゴム国

際価格の急落によって、国民の「南洋熱」は急速に冷却、一種の空白期間を迎える、と評される状態を迎えた<sup>58)</sup>。

1930年代に入り、満州事変、五・一五事件を経た後になると、これまでにみてきた状況は次第に変化していく。斎藤実内閣は、閣議決定した「国際関係より見たる時局処理方針」（1932（昭和7）年8月27日閣議決定）の中で、「帝国ノ国際的関係ハ満洲事変ヲ契機トシテ一大変転ヲ示セリ」と認識を示し、早期の軍備充実と「非常時経済又国家総動員ニ付テモ充分ニ考慮ヲ加ヘ」ることを明示している<sup>59)</sup>。さらに、「殊ニ蘭国トノ間」では仲裁裁判条約締結交渉の促進に触れ、欧米各国政治家の中に日本の領土的野心に危惧を抱く面があり、同交渉推進は「斯種誤解ノ啓発」に資するであろうとしている<sup>60)</sup>。このように、「南洋」方面に日本が領土的野心を有していないことを示すのに腐心している点は注目してよい。

1936（昭和11）年8月7日、広田弘毅内閣の五相会議で策定された「国策の基準」には「国家経綸ノ基本」として、

南方海洋殊ニ外南洋方面ニ対シ我民族的経済的發展ヲ策シ努メテ他国ニ対スル刺戟ヲ避ケツツ漸進的和平的手段ニヨリ我勢力ノ進出ヲ計リ以テ満洲国ノ完成ト相俟ツテ国力ノ充実強化ヲ期ス

ることが盛り込まれた。そしてそのための政策として「海軍軍備ハ米国海軍ニ対シ西太平洋ノ制海権ヲ確保スルニ足ル兵力ヲ整備充実ス」ること、「国防及産業ニ要スル重要ナル資源竝ニ原料ニ対スル自給自足方策ノ確立ヲ促進ス」ることが定められた<sup>61)</sup>。「南進」が政策次元で登場したこと自体が重要であるの

はいうまでもないが、ここで着目すべきは、「資源竝ニ原料」及び「対米問題」と「南進」が連関して意識されている点である。さらに同日の四相会議で決定された「帝国外交方針」では、「外交政策ノ重点ヲ蘇聯ノ東亜ニ対スル侵寇的企画ノ挫折特ニ軍備的脅威ノ解消、赤化進出ノ阻止ニ置」くことが謳われた。そのための「方策要綱」として「北支方面ニ於テハ……蘇聯邦ノ赤化進出ニ対シ日滿支共同シテ防衛ニ当ルヘキ特殊地域タラシムルニカム」ることが示されるとともに、「南洋方面」については次のように記された。

南洋方面ハ世界通商上ノ要衝ニ当ルト共ニ帝国ノ産業及国防上必要欠クヘカラサル地域トシテ將又我民族發展ノ自然的な地域トシテ進出ノ地歩ヲ固ムヘキモ関係諸国ヲ刺戟スルコトヲ慎ミ帝国ニ対スル危惧ノ念ヲ除去スルニ努メ平和且漸進的ニ發展進出ニカムヘシ。……暹羅及其ノ他後進民族ニ対シテハ共存共栄ヲ基調トシテ適當ニ指導誘掖ス。<sup>62)</sup>

「共同防共」の実体である対ソ防共と「南洋方面」での資源獲得とが連動していると同時に、すでに「共存共栄」が「後進民族」を対象として語られるとともに、「適當ニ指導誘掖」すればよいという機会主義的態度が闡明されているのである。

奇しくも同じ頃、当時大変な注目を集めたという<sup>63)</sup>室伏高信の『南進論』が発刊された<sup>64)</sup>。室伏の所論の要点は次の通りである。

現在は日本の方向転換を要求している時期であるとして、「北から南へ、北進主義から南進主義へ」の転換が求められているという<sup>65)</sup>。そして、「南進論」は「日本の国際的方向に

ついでに論策」だが、同時に「日本が直面する全面的な問題である。凡ての問題がこのうちに含まれてあるといふのが私の考である。」「南進論」は「日本の今日の全問題であり、運命の問題でもある。」<sup>66)</sup>日本の進路としては「北進か、南進か」の二様があるが<sup>67)</sup>、日本の大陸政策は既にその一段落を告げたとの判断をしている<sup>68)</sup>。その際に、「侵略の汚名をあげせかけられつゝ、日本は北へ北へと進み、そして第二の成吉思汗の運命を負はされなければならないか」と<sup>69)</sup>、従前の「北進」政策が国際的には侵略の非難を浴びた点を率直に指摘している。そして、今後はオーストラリア、ニュージーランド、英領ニューギニアを含む「南方」<sup>70)</sup>に向うべきであり、今後の努力で「南洋における日本の地位は圧倒的なものとなり」他国の追随を許さぬものになるはずであるという<sup>71)</sup>。このように「南へ、南へ」という一つの方向が与えられ示されたのである。それは「日本民族の使命」であり、「日本の歴史的約束」である。「南はもとより無人の地ではなく、無支配の土地ではない」が、侵略から解放へという「王者の道」を採ることでそれは果たされるであろうとしている<sup>72)</sup>。

如上の室伏の立論は、いろいろな意味で示唆的である。「北進」に「侵略の汚名」が冠せられた上、「非常時」といわれて5年が経過し、「一九三五、六年の危機」が喧伝されて久しい点にも触れていて<sup>73)</sup>、「非常時」の鬱積した閉塞感が看取される<sup>74)</sup>。そのような閉塞状況の中で、いわば「北進」では駄目だから「南進」であるという選択をすることを率直に認めているのである。だが、「南へ、南へ」という竹越と同様の掛け声は一見勇ましく、また「日本の今日の全問題であり、運

命の問題でもある」と、全比重をかけるかのようにして「南進論」を把握している点は、実はいかなる問題の解決にもつながらないことを予兆させる。問題は常に個別的・具体的であり、形而上学の世界ならばいざしらず、現実政策の次元に関わって「全問題」「運命の問題」とした時点で、問題解決の思考と努力を放擲しているのである。室伏は、西欧の覇権は没落し、「日本は第二の英国となるべく運命づけられている」というが<sup>75)</sup>、率直にイギリスの対エジプト政策への憧憬が表明されている<sup>76)</sup>。

皮肉にも、室伏のいう「全問題」「運命の問題」としての「南進」は、具体的日程に上っていくことになった。1939(昭和14)年12月28日に外・陸・海の三大臣間で決定された「対外施策方針要綱」では「対外施策ノ重点」として「蘭国ニ対シテハ蘭領印度ニ関スル同国ノ不安ヲ考量ニ容レツツ我方進出ヲ可能ナラシムル如ク誘導シ差当リ特ニ此ノ方面ヨリノ我所要物資ノ獲得ヲ便ナラシムル如ク施策スルモノトス」ることが謳われ、「対外経済政策大綱」として「帝国産業貿易ノ特定国ニ対スル偏在的依存関係是正ニ努メ」ること、「通商条約ノ締結等ニ依リ列国トノ経済関係ヲ調整シ輸出貿易ノ振興ト帝国ノ不足資源ノ獲得ニ力ヲ致」すことなどが盛り込まれた<sup>77)</sup>。また、翌年にかけて当時の外相有田八郎は、「南洋諸地方」との関係の緊密さと「共存共栄」の増進を再三強調した<sup>78)</sup>。武力の行使が公には表明されておらず、あくまでも「誘導」ないしは通商条約締結によるとしている点と同時に、「我所要物資ノ獲得」が喫緊の課題となっていることは注目される。

さらに翌1940(昭和15)年7月27日には、大本営政府連絡会議(御前会議)で「世界情

勢の推移に伴ふ時局処理要綱」が決定された。その中には、「蘭印ニ対シテハ暫ク外交的措置ニ依リ其ノ重要資源確保ニ努ム」ることや「南方ニ於ケル其ノ他ノ諸邦ニ対シテハ努メテ友好的措置ニヨリ我工作ニ同調セシムル如ク施ス」ことなどが盛り込まれてはいるものの、「支那事変処理概ネ終了セル場合ニ於テハ対南方問題解決ノ為内外諸般ノ情勢之ヲ許ス限り好機ヲ捕捉シ武力ヲ行使ス」という「対南方武力行使」に関する「準拠」基準が明記された<sup>79)</sup>。ここで「南方問題」は明確に「支那問題」と結びつくとともに、武力行使を日程に上らせざるを得なくなっていることが窺われる。その三か月後の10月には、「速ニ蘭印ト経済的緊密化ヲ図リ以テ其豊富ナル資源ヲ開発利用シ皇国ヲ中心トスル大東亜经济圈ノ一環タル実ヲ挙ケシメンコトヲ期シ…皇国ノ必要トスル重要物資ヲ可及的ニ大東亜圏内ニテ確保シ以テ英米ヨリ資源的独立ヲ図ルタメ蘭印ニ対シ共同開発ヲ提議スルコトノ要スレハ適当ナル島嶼地域ノ租借又ハ買収ヲナスコト」が閣議決定されている<sup>80)</sup>。

さらにこの三か月後の1941(昭和16)年1月の大本営政府連絡会議では、フランス領インドシナとタイに対する方針が決定された。「已ムヲ得サレハ仏印ニ対シ武力ヲ行使ス」ことを方針としながらも、「徒ニ英、米ヲ対象トスル南方問題ヲ激化セシメ無用ノ摩擦ヲ生セサルニ留意ス」することも明記されている<sup>81)</sup>。「南方問題」が対米・対英問題と結びつくことは充分認識されていたのである。その三か月後の4月には大本営陸海軍部が「対南方施策要綱」を「概定」している。「帝国ノ当面スル対南方施策ノ目的ハ帝国ノ自存自衛ノ為速ニ綜合国防力ヲ拡充スルニ在リ」として、「帝国ト其ノ他ノ南方諸邦間ニ於テハ

正常ノ通商関係ヲ維持スルニ努ム」るが、「打開ノ方策ナキニ於テハ帝国ハ自存自衛ノ為武力ヲ行使ス」と武力行使に傾斜した方針を再確認している<sup>82)</sup>。そして7月2日の御前会議は「情勢の推移に伴ふ帝国国策要綱」を決定、「世界情勢変転ノ如何ニ拘ラス大東亜共栄圏ヲ建設」すること、「支那事変処理ニ邁進シ且自存自衛ノ基礎ヲ確立スル為南方進出ノ歩ヲ進メ又情勢ノ推移ニ応シ北方問題ヲ解決ス」ることを「方針」として掲げた。そのための「要領」には、「仏印及泰ニ対スル諸方策ヲ完遂シテ南方進出ノ態勢ヲ強化ス」とともに、その「目的達成ノ為メ対英米戦ヲ辞セス」と明記された<sup>83)</sup>。11月の「帝国国策遂行要領」でも、「帝国ハ現下ノ危局ヲ打開シテ自存自衛ヲ完フシ大東亜ノ新秩序ヲ建設スル為此ノ際対米英蘭戦争ヲ決意シ」たことが再確認されている<sup>84)</sup>。

このように、「大東亜共栄圏」という名の下に「南方問題」と「北方問題」は順逆が逆転しながら分かちがたく結びつくとともに、政府が「対米英蘭戦争」を必至と考えるに至るまで欧米列国との関係とも結合して認識されていったのである。

それでは、この時期に「大東亜」はどのように認識されていたのだろうか。陸軍省の研究文書では次のように記されている。

本研究に於ける大東亜圏とは日・満・支地域、蘭印・英領馬來を中心とする東南アジア地域(蘭印・英領馬來・ビルマ・泰国・仏印・比律賓)と英領印度地域、濠洲地域の四地域を包含してゐる。前二者を東亜共栄圏と呼び、後二者を英印・濠洲圏と呼ぶこともある。前者が大東亜圏の中核圏であり、後者がその外郭圏で

あるといふ考へ方である。<sup>85)</sup>

この空間把握は実に明瞭である。すなわち、日本を中心として同心円状に拡大していった最大円が「大東亜圏」となるというイメージを伝えているからである。

そしてこの時期になっても、「南洋」あるいは上述の「東南アジア地域」に対しては、「沃土」であるとともに人民は「懶惰」であるという点が反復して指摘されている<sup>86)</sup>。「沃土」を開発するのに「必要なる労働力は我國民の移住に俟たざるべからず」という主張も当然展開される<sup>87)</sup>。このような「沃土」「懶惰」イメージと同心円上の「大東亜圏」構造とを同時に且つ如実に示しているものとして、東条英機首相の議会演説が挙げられる。1942 (昭和17) 年1月の議会で「大東亜戦指導の要諦」について演説した東条は、

大東亜共栄圏建設ノ根本方針ハ、実ニ肇國ノ大精神ニ淵源スルモノテアリマシテ、大東亜ノ各國家及各民族ヲシテ、各々其ノ所ヲ得シメ、帝國ヲ核心トスル道義ニ基ク共存共栄ノ秩序ヲ確立セントスルニ在ルノテアリマス。……而モ今回新ニ建設ニ参加セントスル地域タルヤ、資源極メテ豊富ナルニモ拘ラス、最近百年ノ間米英兩國等ノ極メテ苛烈ナル搾取ヲ受ケ、為ニ文化ノ發達甚シク阻害セラレタル地域テアリマス。<sup>88)</sup>

と述べている。「資源」が豊富なこの地域から100年間にわたって日本が「開発」の旨みを充分味わってこなかった、という思いが垣間見えるのではないだろうか。

その東条が主宰して「大東亜会議」が開催

されたのは、1943 (昭和18) 年11月5、6日であった。同会議事務局から「大東亜共同宣言」が発表されたが<sup>89)</sup>、壮大な空虚さが漂う文書といえよう。むしろ注目されるのは、同会議開催を盛り込んだ「大東亜政略指導大綱」である。この「大綱」は、1943年5月29日に大本営政府連絡会議で、同31日に御前会議でそれぞれ決定された。「方針」として、「大東亜戦争完遂ノタメ帝國ヲ中核トスル大東亜ノ諸國家諸民族結集ノ政略態勢ヲ更ニ整備強化シモツテ戦争指導ノ主導性ヲ堅持シ世界情勢ノ変転ニ対処ス」ること、及び「政略態勢ノ整備ハ帝國ニ対スル諸國家諸民族ノ戦争協力強化ヲ主眼トシ特ニ支那問題ヲ解決ス」ことを掲げた。そしてそのための「要領」として、タイ、仏印、ビルマ、フィリピン以外の「占領地域」である「『マライ』『スマトラ』『ボルネオ』『セレベス』ハ帝國領土ト決定シ重要資源ノ供給地トシテ極力コレカ開発並ヒニ民心把握ニ努ム」ことが指摘されている<sup>90)</sup>。再び「支那問題」に回帰するとともに、「重要資源ノ供給地」を植民地化する方針を露にするに至ったのである。「大東亜会議」において、「共存共栄」が如何に声高に謳われようとも説得力はなかったのである。

## ——おわりに

冒頭に記したとおり、本稿の目的は、北進「論」・南進「論」と北進「政策」・南進「政策」の関わりについて、仮説的に見通しを鳥瞰することにある。その観点から、若干の指摘をして本稿を閉じることとしたい。

あらゆる親近性から、北進「論」は容易に、そして否応なしに北進「政策」に転化していった。その一方で、明治維新後「南方」につ

いては「沃土」「懶惰」というイメージが強烈に形成された。明治政府成立初期において、朝鮮・台湾との関わりをめぐるは、どちらも「政策」化される契機は存在したものの、親近性に勝る「北進」が「論」から「政策」へと実体化されていった。その間、福沢の訣別宣言である「脱亜論」に象徴されるように、思想的にもエネルギーを費消しながらその展開は進行していったといえよう。

これに対して、実体化されなかった南進「論」は、常に「論」に止まったともいえる。それだけに、イメージや構想が肥大化し、浪漫的に語られることを可能とした。

北進「論」の「政策」化の結果、一つの「問題」の「解決」が次の「問題」を惹起するという連鎖を生み出しながら、「朝鮮問題」・「満州問題」・「支那問題」と同心円状に「問題」は拡大していった。初発の段階から、イギリスの対エジプト政策の影響は大きく、資本力による植民地統治はある意味では日本の理想でもあり、目標でもあったといえよう。だが、資本力が弱体であった以上、軍事的要素が前面に出るのは当然でもあった。事実、これらの「問題」においては、当初から軍事的観点が前面に置かれ、勢力範囲の設定確保が課題となった。

しかし、「問題」の拡大につれて、「資源」の要素が重要性を帯びてきた。就中、石原莞爾以降、総力戦構想＝「対米問題」「解決」のための「最終戦」構想のためには、「資源」確保は重要であった。加えて、「満州問題」「支那問題」は泥沼化の一途を辿っていた。満州事変以後の「非常時」は閉塞感を生み、「北進」の行き詰まりを実感させたといっただろう。

この時点で、全問題・運命の問題としてすべてをぶち込み、一挙に「解決」する局面一変的期待を担って見直されたのが南進「論」であった。いわば万能特効薬として、局面を一変するものとして「南進論」は把握されていった。その際のレトリックとして用いられたのが竹越の使用した「南へ」というフレーズである。同じ掛け声ではあるが、その持つ意味合いは異なっていた。竹越においては、自由貿易（帝国）主義的側面ならびに文明論的側面が強く、武力南進という選択肢は比重が小さい。しかし、「共同防共」を展開しても「支那問題」「解決」には至らず、また、「共同防共」の背後で日本軍の利権拡大を企図しても奏功せず、「資源」確保のために武力行使を日程に上らせざるを得なくなっていた。

当初は、北進＝侵略に起因する国際的非難を回避し、劣勢を挽回するための南進＝解放、そしてそれによって獲得できると思込んだ国際的認知と賞賛であったが、実際の展開は大きく異なっていた。そもそも「亜細亜の盟主」<sup>91)</sup>たり得なかった日本が「大東亜」の盟主になれるはずがなかった。同心円状の「大東亜共栄圏」は、日本の「資源」獲得のためのカモフラージュにすぎず、その実体は、戦局不利になるにつれて急速に馬脚を現していった。情緒的・浪漫的所論で、一面無責任な夢物語的要素を含む南進「論」が、突如「政策」を余儀なくされ、その結果、爬行的に結合した南進「論」と南進「政策」は、「大東亜共栄圏」という名の下に一気に肥大化していった。その同心円は、肥大化と反比例して空疎化していったといえよう。

## 《注》

- 1) 外務省編『日本外交年表並主要文書』(下)、原書房、1965年、562-563頁(以下『年表並文書』と略記する)。
- 2) 久米邦武編田中彰校注『特命全権大使米欧回覧実記』第5冊(第98巻)、岩波文庫、1982年、274-275頁(以下『回覧実記』と略記する)。
- 3) 前掲『回覧実記』第5冊(第98巻)、301頁。
- 4) 通時的に扱った先駆的なものとしては、矢野暢『「南進」の系譜』中公新書、1975年、や同『日本の南洋史観』中公新書、1979年、などがある。しかし、日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編著『太平洋戦争への道 開戦外交史 6 南方進出』朝日新聞社、1987年(新装版)、でも「南方進出」としては1937年以降を扱っている。また、Mark R. Peattie, “Nanshin: The ‘Southward Advance,’ 1931-1941, as a Prelude to the Japanese Occupation of Southeast Asia”, in: Peter Duus, Ramon H. Myers, and Mark R. Peattie (eds.), *The Japanese Wartime Empire, 1931-1945*, Princeton, New Jersey, 1996、や後藤乾一『昭和期日本とインドネシア』勁草書房、1986年、などもその一例として挙げられる。もっとも本稿の関心からすれば、ゴードン・M・バーガー著坂野潤治訳「アジア新秩序の夢——大東亜共栄圏構想の諸相」、佐藤誠三郎、R・ディングマン編『近代日本の対外態度』東京大学出版会、1974年、187-224頁、がより示唆に富んでいる。
- 5) 外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『日本外交史辞典』山川出版社、1992年、928頁。
- 6) 山田方谷(1805(文化2)年2月21日—1877(明治10)年6月26日)は備中松山藩の儒者で、幕末の藩主板倉勝静の侍講・近習役を務めた。さらに郡奉行に就任し、藩財政建て直しや藩政の改革に当たった。勝静が老中に進むとその顧問となり、各藩の藩士が方谷の意見を請い求めて訪れるものが多かった(日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館、1981年、1039頁)。
- 7) 1864年5月21日(元治元年4月16日)付進昌一郎宛山田方谷書翰、山田準編『山田方谷全集』第1巻、山田方谷全集刊行会、1951年、28頁。
- 8) 1868(明治元)年閏4月岩倉具視・三条実美宛木戸孝允書翰、日本史籍協会編『木戸孝允文書』第3巻、東京大学出版会、1971年、74頁(以下『木戸文書』と略記する)。
- 9) 1869(明治2)年1月上旬の大村益次郎宛木戸孝允書翰、前掲『木戸文書』第3巻、231頁。
- 10) 1869(明治2)年2月1日付岩倉具視・三条実美宛木戸孝允意見書、前掲『木戸文書』第3巻、239-242頁、ならびに同年7月10日付大村益次郎宛木戸孝允書翰、前掲『木戸文書』第3巻、231頁。
- 11) 対外「発展」論という表現は、素朴な経済成長論や膨張主義的論調から帝国主義的植民地論までの幅広い議論を包括すると同時に、政策次元のみならず情緒的議論をも包含するものとして使用している。なお、拙稿「転換期における日本の対外『発展』論」、東アジア近代史学会『東アジア近代史』第4号、2001年3月、30-40頁、を参照。
- 12) 1885(明治18)年3月16日付『時事新報』社説、『福沢論吉全集』第10巻、岩波書店、1970年(再版)、239-240頁。なお、「脱亜論」をめぐる福沢の思想構造と対外論との関わりについては、坂野潤治『明治・思想の実像』創文社、1952年、を参照。
- 13) 1890年3月山県有朋「外交略論」、大山梓編『山県有朋意見書』原書房、1966年、196頁、及び1890年12月6日の第1回帝国議会議院における山県有朋「施政方針演説」、同前、203頁。
- 14) たとえば、李元植・大畑篤四郎ほか共著『朝鮮通信使と日本人——江戸時代の日本と朝鮮』学生社、1992年、などを参照。
- 15) 有賀長雄「韓国保護権の将来」『外交時報』第75号、1904年3月20日、470-474頁。
- 16) 有賀「時事雑感」『外交時報』第94号、1905年9月10日、45-47頁。なお、「委任統治」という言葉を創始したのは有賀であったという(立作太郎「有賀博士の十三回忌に際して」『外交時報』第685号、1933年6月15日、112頁)。
- 17) 拙稿「林董」、関静雄編著『近代日本外交思想史入門』ミネルヴァ書房、1999年、78-79頁。
- 18) 外相幣原喜重郎は不干渉政策を貫いたが、陸相宇垣一成は幣原らを「新局面の展開を以て一種の天佑なりしが如く考へて居る目出度連中」と

- 称し、「満州に於ける日本の立場を益々鞏固ならしむる為には現在の権力者たる張に有形無形に渉り相当の支持を与ふること」によって「其後の局面は展開せり」と述べている（角田順校訂『宇垣一成日記』第1巻、みすず書房、1968年、488頁）。
- 19) 「国運転回ノ根本国策タル満蒙問題解決案」（1929年7月5日）、角田順編『石原莞爾資料（増補）——国防論策篇』原書房、1971年、40頁。その他にも「満蒙問題私見」（1931年5月）、同前、77頁、など多くの文書で同趣旨を展開している。
- 20) 「満蒙問題私見」（1931年5月）、前掲『石原莞爾資料』、78頁。
- 21) 1932年8月18日付「情勢判断案に対する私見」、小林龍夫・島田俊彦編『現代史資料（7）満州事変』みすず書房、1964年、180頁。
- 22) 柳条湖事件後に内田康哉満鉄総裁に対して本庄繁閑東軍司令官より要望事項を伝えた折の懇談の中で、関東軍側からは「新政権を樹立するより外に策がない」とした上で「此新政権樹立の為」の「原則」として「表面支那人に依り統治せらるるも実質に於ては我方の手裡に掌握せらるること」が示されていた（片倉衷「満州事変機密政略日誌」に記載されている「内田満鉄総裁に対する本庄関東軍司令官よりの懇談事項要旨」、前掲『現代史資料（7）満州事変』、202頁）。また、関東軍国際法顧問松木俠策定の「満蒙共和国統治大綱案」（1931年10月21日）では、「各種政治機関にも帝国の顧問を派遣し実権を之に与へ以て指導監督す」とある。（片倉衷「満州事変機密政略日誌」に記載されている「満蒙共和国統治大綱案」、前掲『現代史資料（7）満州事変』、227頁）。
- 23) 『年表竝文書』（下）、305頁。
- 24) 『年表竝文書』（下）、325-327頁。
- 25) 『年表竝文書』（下）、386-387頁。
- 26) 『年表竝文書』（下）、405-407頁。
- 27) 『年表竝文書』（下）、407頁。
- 28) 『年表竝文書』（下）、464-466頁。
- 29) このような指摘は、明治期の「朝鮮問題」は大正期の「満洲問題」を、それは昭和初期には「中国問題」を、さらに1930年代後半には「南方問題」を、それぞれ惹起していった、という形ですでになされているが、その連関性については必ずしも明らかではない（Peattie, *op. cit.*, p. 241.）。
- 30) 前掲『日本外交史辞典』、668頁（矢野暢執筆による）。
- 31) 前掲『年表竝文書』（上）、54-55頁。
- 32) 木戸孝允作成の「豊臣秀吉功績顕彰布告文案」（1868年4月28日）、木戸公伝記編纂所『松菊木戸公伝』上巻、明治書院、1927年、936頁。
- 33) 1898（明治31）年9月1日付中川恒次郎駐米臨時代理公使宛大隈重信外相訓令、前掲『年表竝文書』（上）、187頁。
- 34) 入江寅次『明治南進史稿』（アジア学叢書23）大空社、1997年（原著は1943年）、「自序」、2頁。
- 35) 矢野、前掲『日本の南洋史観』では、「南進論」を明治期・大正期・昭和期の三期に分けて叙述している。
- 36) 鈴木経勲『南洋探検実記』平凡社東洋文庫、1980年（原著は博文館、1892年）、17頁。
- 37) 同前、16頁ほか。
- 38) 同前、17頁ほか。
- 39) 同前、29頁。
- 40) 同前、99102頁。
- 41) 田口の弁明書である「別に臨み意中を表す」『東京経済雑誌』第521号、1890年5月17日、鹽島仁吉編『鼎軒田口先生伝』経済雑誌社、1912年、33頁所載による。
- 42) 前掲「別に臨み意中を表す」、前掲『鼎軒田口先生伝』、34-36頁所載による。
- 43) 田口卯吉「東京府士族授産金授受の顛末を明かにす」『東京経済雑誌』第563号、1891年3月14日、前掲『鼎軒田口先生伝』、38-41頁所載による。
- 44) 田口が1878年1月に『自由貿易 日本経済論』を出版し、政府の経済政策に反対の氣勢を揚げた際に、「陸奥宗光が陰ながら力瘤を入れた」との指摘がある（京口元吉『田口卯吉の日本開化小史』日本放送出版協会（ラヂオ新書）、1941年、9頁）。陸奥は竹越とも深い関係があり、興味深い指摘である。なお、陸奥と竹越の関係については、拙稿「陸奥宗光の死と政界再編——日刊『世界之日本』をめぐる」『和光大学



- 人間関係学部紀要』第7号第1分冊、2002年3月、56-78頁、参照、
- 45) 前掲、入江『明治南進史稿』、112頁。
- 46) 竹越與三郎「世界の日本」、『世界之日本』第1号、1896年7月25日、1頁。
- 47) 有賀長雄『近時外交史』博文館、1898年、序文。
- 48) 原著は1910年だが、本稿では木村莊五解題の付いた再版(竹越與三郎(三叉)『南国記』日本評論社、1941年)を用いる。なお、「南へ!南へ!」というのは、『南国記』冒頭、第1章のタイトルとなっている。
- 49) 竹越與三郎「中米南米に『新日本』を作るの議」『世界之日本』第4巻第30号、1899年8月26日、1頁。
- 50) 田口卯吉「対外国是」(上)(中)(下)三篇、1896年2月19日発行『東京経済雑誌』第915~917号、1898年2月19日・26日・3月5日、(前掲『鼎軒田口先生伝』、291-292頁による)。
- 51) 田岡良一『委任統治の本質』有斐閣、1941年、14-25頁。
- 52) 「巴里講和会議ニ於ケル独逸海底電線処分問題一件」、外務省編『日本外交文書 大正八年第三冊上巻』外務省、1971年、516-573頁(以下NGM:T83上のように略記し、出版年は省略する)。「旧独逸海底電線処分問題一件」、NGM:T93上、411-641頁。「ヤップ島ノ地位及旧独逸海底電線処分問題一件」、NGM:T103上、228-455頁、NGM:T113、373-396頁。これらに延々と交渉の往復振りが記されている。
- 53) 田岡、前掲書、9頁。
- 54) 同前、264-271頁。
- 55) 清水元「石原広一郎における『南進』の論理と心理——戦前期『南進論』の変容過程」、正田健一郎編『近代日本の東南アジア観』アジア経済研究所、1978年、70-71頁。
- 56) 金子光晴「スリメダン」同『マレー蘭印紀行』中公文庫、1978年、103-107頁、には簡潔だが見事に活写した情景が描写されている。
- 57) 正田健一郎「戦前期・日本資本主義と東南アジア」、前掲『近代日本の東南アジア観』、151-202頁、参照。
- 58) 清水、前掲論文、83頁。
- 59) 前掲『年表並文書』(下)、206頁。
- 60) 同前、210頁。なお、日蘭仲裁裁判条約は1933年4月19日に締結され、1935年6月8日批准、8月12日に批准書交換がなされた(同前、270頁)。
- 61) 前掲『年表並文書』(下)、344-345頁。
- 62) 前掲『年表並文書』(下)、345-346頁。
- 63) 矢野、前掲『日本の南洋史観』、165頁。
- 64) 室伏高信『南進論』日本評論社、1936年7月。
- 65) 室伏、前掲書、6頁。
- 66) 同前、8頁。
- 67) 同前、64頁。
- 68) 同前、128頁。
- 69) 同前、130頁。
- 70) 同前、212頁。
- 71) 同前、244-245頁。
- 72) 同前、253-267頁。
- 73) 同前、11-13頁。
- 74) 「非常時」の鬱積感については、たとえば、1937年から刊行された正木ひろしの個人雑誌『近きより』の随所に見受けられる(『近きより1』社会思想社(現代教養文庫)、1991年、94、105頁、ほか)。
- 75) 同前、31-34頁。
- 76) 日清戦争時の駐韓公使井上馨は「只々英之イチエプトに於ける政策を取る之現今并将来良策と決意罷在候」と述べている(1894年12月13日付伊藤博文宛井上馨書翰、伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書 一』塙書房、1973年、271頁)。また、井上は外相陸奥宗光に対して、「英国カ埃及ニ対シ十分ニ干渉ヲ為スコトヲ得ルノ口実ハ何レニアルヤ他ナシ英国カ埃及ニ向ヒ其資本ヲ卸シ実利的関係上其地ヲ占メタルノ故ニアラスシテ何ソヤ」として日本も朝鮮に対して「此際朝鮮ニ対シ実利的ニ我地歩ヲ堅メ置キ財政上ノ関係ヨリシテ他ノ関係ニ及ホシ干渉ノ口実ヲ作為シ置クコト緊要ナリト信ス」と具申している(1894年12月4日付井上馨發陸奥外相宛「朝鮮国内政改革ニ関スル貸付金ニ付具申ノ件」、NGM:M271、477頁)。このように以前からイギリスの対エジプト政策は「良策」と考えられていた。
- 77) 前掲『年表並文書』(下)、421-424頁。
- 78) 「蘭印問題に関し新聞記者の質問に対する有田外務大臣の回答」1940年4月15日、前掲『年表

- 竝文書』(下)、426頁、及び1940年6月29日放送の有田外相演説「国際情勢と帝国の立場」、前掲『年表竝文書』(下)、434頁。
- 79) 前掲『年表竝文書』(下)、437-438頁。
- 80) 1940年10月25日閣議決定「対蘭印経済発展の爲の施策」、前掲『年表竝文書』(下)、462-463頁。
- 81) 1941年1月30日大本営政府連絡会議決定「対仏印、泰施策要綱」、前掲『年表竝文書』(下)、479-480頁。
- 82) 1941年4月17日大本営陸海軍部概定「対南方施策要綱」、前掲『年表竝文書』(下)、495-496頁。
- 83) 前掲『年表竝文書』(下)、531-532頁。
- 84) 1941年11月2日大本営政府連絡会議決定「帝国国策遂行要領」、前掲『年表竝文書』(下)、554-555頁。
- 85) 陸軍省主計課別班『独逸大東亜圏間の相互的経済依存関係の研究—物資交流の視点に於ける』(謄写版)、1942年3月、「例言」2頁。
- 86) たとえば、飯澤章治『南進政策の再認識』高山書院、1940年、177頁ほか、井上雅二『南進の心構へ』刀江書院、1941年、295頁ほか、井出季和太『南洋と華僑』三省堂、1941年、「序」2頁ほか、など枚挙に暇が無い。
- 87) 上原轍三郎『植民地として観たる南洋群島の研究』南洋群島文化協会、1940年3月(大空社、2004年復刻)、141頁。
- 88) 1942年1月21日帝国議会に於ける「東条首相の議会演説(大東亜戦指導の要諦)」、前掲『年表竝文書』(下)、576頁。
- 89) 1943年11月6日大東亜会議事務局発表「大東亜共同宣言」、前掲『年表竝文書』(下)、593-594頁。
- 90) 1943年5月29日大本営政府連絡会議決定、5月31日御前會議決定「大東亜略指導大綱」、前掲『年表竝文書』(下)、583-584頁。
- 91) 1882年12月9日付『時事新報』社説「東洋の政略果して如何せん」『福沢諭吉全集』第8巻、岩波書店、434頁。この社説は、12月7日から12日まで連載されている。この件は、1882年の壬午軍乱後における日本の対朝鮮・中国政策に関して登場する。陸海軍備がこのまま「放任」されれば、「西洋諸強国に蔑如せらるゝのみか……支那人にまで先鞭を着けられて、東洋の政略に牛耳を執る者は北京の政府なりと云ふが如き奇観を呈することもあらん」として、「軍備の拡張は焦眉の急」であることを強調、「以て我東洋政略の素志を達して、文は即ち開明の魁を為し、武は即ち亜細亜の盟主たらんこと、読者諸君と共に希望する所にして、即ち報国の本分と信ずるものなり」と結んでいる。